$\bigcirc$ 玉 土 交 通 省 告 示 第 六 百二 + 匹 묽

自 動 車 等  $\mathcal{O}$ 安 全 性 能 に 関 す る 評 価 等 12 関 す る 規 程 亚 成 + <del>\_\_</del> 年 運 輸 省 告 示 第 兀 百 兀 + 号) 第 条 第

項 及 び 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 平 成 + 五. 年 度 自 動 車 等 安 全 性 能 評 価 実 施 要 領 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 定 8 る。

平 成 + 五. 年 六 月 + = 日

玉 土 交 通 大 臣 太 田 昭 宏

平 成 + 五 年 度 自 動 車 等 安 全 性 能 評 価 実 施 要 領

 $\widehat{\mathcal{L}}$  $\mathcal{O}$ 告 示  $\mathcal{O}$ 趣 旨

第 条 ک  $\mathcal{O}$ 告 示 は 平 成 + 五. 年 度 12 お け る 自 動 車 及 び 年 少 者 用 補 助 乗 車 装 置 以 下 自 動 車 等

とい う。  $\mathcal{O}$ 安 全 性 能 に 関 す る 評 価 を 実 施 し そ  $\mathcal{O}$ 結 果 を 公 表 す る た 8  $\mathcal{O}$ 実 施 要 領 を 定  $\Diamond$ る Ł  $\mathcal{O}$ لح

す る

用 語  $\mathcal{O}$ 定 義

第 条  $\mathcal{O}$ 告 示  $\mathcal{O}$ 用 語  $\mathcal{O}$ 定 義 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か 道 路 運 送 車 両 法 昭 和 + 六 年 法

律 第 百 八 + 五. 号) 道 路 運 送 車 両 法 施 行 規 則 昭 和 + 六 年 運 輸 省 令 第 七 + 兀 号) 及 び 道 路 運 送 車

両  $\mathcal{O}$ 保 安 基 準 昭 和 + 六 年 運 輸 省 令 第 六 十 七 号) に 定 8 る ところ に ょ る

年 年 少 少 者 者 用 補 لح 助 は 乗 新 車 装 生 置 児 と 乳 は 児 又 玉 は 土 幼 交 児 通  $\mathcal{O}$ 大 うち 臣  $\mathcal{O}$ 体 指 重 定 が 等 十 を 八 受 丰 け 口 た グ 次 ラ に  $\Delta$ 掲 以 げ 下 る  $\mathcal{O}$ 装 者 置 を 又 1 は う。 これ

に

潍

- 1 -

ずる装置をいう。

イ 主 لح 7 乳 児 を 連 続 L た 面 上 に 寝 か せ た 状 態 に L て、 自 動 車  $\mathcal{O}$ 進 行 方 向 12 対 L 7 横 向 き に 乳

児 を 拘 束 又 は 定 置 す る 装 置 以 下 乳 児 用 ベ ツ ド と 1 う。

口 主 لح L 7 幼 児 を 座 席 ベ ル 卜 に ょ 0 7 直 接 拘 束 L な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ で あ 0 て、 イ ン パ ク 1 シ ル F

IF. 面 衝 突  $\mathcal{O}$ 際 に 年 少 者  $\mathcal{O}$ 前 方 移 動 を 防 止 す る た  $\Diamond$ に、 年 少 者  $\mathcal{O}$ 正 面 に 取 り 付 け る 装 置 を 1 う。

以 下  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 号 に お 1 7 同 じ ` イ ン パ ク  $\vdash$ シ ル ド 及 び 補 助 シ 卜 幼 児 を 着 席 さ せ る た  $\Diamond$ 

12 自 動 車  $\mathcal{O}$ 座 席 上 に 乗 せ る 装 置 又 は 自 動 車  $\mathcal{O}$ 座 席 部 12 装 備 す る 装 置 で あ 0 7 シ 1 ク ツ 彐

ン を 備 え た ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は シ 1 • ク ツ シ 日 ン 及 び シ 1 バ ツ ク を 備 え た ŧ  $\mathcal{O}$ を 1 う。 以 下 ۲  $\mathcal{O}$ 号

 $\vdash$ に 及 お び 1 補 7 助 同 シ じ 卜  $\mathcal{O}$ 1 1 ず ン パ れ ク か に 1 ょ シ 0 7 幼 ル 児 ド を 後 補 ろ 助 向 シ き ] 又  $\vdash$ は 及 前 び 年 向 き 少 者 12 拘 用 束 ベ 又 ル は 1 定 又 置 は す 年 る 少 者 装 置 用 べ 以 ル

下「幼児用シート」という。)

 $\equiv$ 後 ろ 向 き لح は 自 動 車  $\mathcal{O}$ 進 行 方 向 に 対 し 7 逆 方 向  $\mathcal{O}$ 向 き を 1 う。

兀 前 向 き لح は 自 動 車  $\mathcal{O}$ 進 行 方 向 に 対 L 7 同 方 向  $\mathcal{O}$ 向 き を 1 う。

五 ダ لح は 第 三 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 選 定 さ れ た 自 動 車 以 下 試 験 自 動 車 لح 1 う。

六 又 は バ IJ 同 ヤ 条 第 لح 項 は  $\mathcal{O}$ 規 試 定 験 自 に ょ 動 車 り を 選 衝 定 突 さ さ れ せ た る 年 壁 少 者 面 を 用 7 補 う。 助 乗 車 装 置 に 撘 載 す る 人 体 模 型 を 1

う。

七 パ 0 7 ク タ は Н に ダ Ι 3 C お \_ 1 لح て  $\mathcal{O}$ 計 は 頭 測 部 さ フ に ル れ お ラ た 11 加 7 ツ プ 速 計 度 前 測 を、 さ 面 れ 衝 そ 突 た 安 れ 加 ぞ 全 速 度 性 れ 用 を 能 試 1 験 て 歩 計 行 及 び 算 者 さ 才 頭 れ 部 フ セ る 保 護 頭 ツ 部 1 性 に 能 前 加 試 面 衝 験 わ 突 12 る 安 傷 あ 全 害 0 7 性  $\mathcal{O}$ 能 程 は 度 試 頭 を 験 部 示 に 1 あ す ン

八 頸 部  $\mathcal{O}$ 引 張 荷 重 لح は ダ 3  $\mathcal{O}$ 首  $\mathcal{O}$ 部 分 に 加 わ る 上 下 方 向  $\mathcal{O}$ 荷 重 を 1 う。

指

数

を

1

う。

九 頸 部  $\mathcal{O}$ せ  $\lambda$ 断 荷 重 と は ダ É  $\mathcal{O}$ 首  $\mathcal{O}$ 部 分 12 加 わ る 前 後 方 向 及 び 左 右 方 向  $\mathcal{O}$ 荷 重 を 1 う。

十 頸 部  $\mathcal{O}$ 干 ] メ ン 卜 と は ダミ  $\mathcal{O}$ 首  $\mathcal{O}$ 部 分 12 発 生 す る 七 メ ン  $\vdash$ を 1 う。

+ 下 方 向  $\mathcal{O}$ 合 成 加 加 速 度 速 度」 を 用 とは 1 7 計 ダ 算 3 さ ] n る  $\mathcal{O}$ 頭 加 部 速 度 又 を は 胸 1 う。 部 12 お 1 7 計 測 さ れ た 前 後 方 向 左 右 方 向 及 び

十 二 胸 部 変 位 لح は ダ 3  $\mathcal{O}$ 胸 部 に 生 ず る 最 大 変 位 を 1 う。

十三 大 腿 部 荷 重 لح は ダ ?  $\mathcal{O}$ 左 右 そ れ ぞ れ  $\mathcal{O}$ 大 腿 骨 12 相 当 す る 部 分 に 加 わ る 大 腿 骨  $\mathcal{O}$ 軸 方

向の荷重をいう。

十 兀 脛 骨 指 数」 لح は ダ ? ]  $\mathcal{O}$ 首  $\mathcal{O}$ 部 分 に 加 わ る 傷 害  $\mathcal{O}$ 程 度 を 示 す 指 数 を 1 う。

五 カ U 取 り ハ ン ド ル 変 位 と は カン U 取 ŋ ハ ン K ル  $\mathcal{O}$ 取 付 部 に 生 ず る 後 方 及 U 上 方 ^  $\mathcal{O}$ 変 位

をいう。

十六 「ブ レ 丰  $\sim$ ダ ル 変 位 とは、 ブ レ ] 丰 <u>~</u>° ダ ル に 生 ず る後 方及び上 方 ^  $\mathcal{O}$ 変 位 を *\*\ う。

上

十 七 開 扉 性 \_ لح は 衝 突 安 全 性 能 試 験 後 に お け る、 当 該 試 験 自 動 車  $\mathcal{O}$ 扉 が 容 易 12 開 < か 否 か  $\mathcal{O}$ 

程 度 を 1 う。

十 八 救 出 性 لح は、 衝 突 安 全 性 能 試 験 後 に お け る、 試 験 自 動 車 カゝ 5 ダ 3 を 容 易 に 取 ŋ 出 せ る

か 否 か  $\mathcal{O}$ 程 度 を 1 う。

十 九 バ IJ T フ エ 1 ス \_ لح は バ IJ Y に 取 ŋ 付 け る 衝 撃 吸 収 材 及 び 試 験 自 動 車 に 衝 突さ せ る 台 車

 $\mathcal{O}$ 衝 突 面 12 取 V) 付 け る 衝 擊 吸 収 材 を 1 う。

<u>二</u> 十 Н Ρ  $\mathbf{C}$ \_ と は 側 面 衝 突 安 全 性 能 試 験 に お け る、 ダミ  $\mathcal{O}$ 頭 部 に お 1 7 計 測 さ

を 用 7 7 計 算 さ れ る 頭 部 12 加 わ る 傷 害  $\mathcal{O}$ 程 度 を 示 す 指 数 を 1 う。

<u>二</u> 十 腹 部 荷 重 لح は ダ ? ]  $\mathcal{O}$ 腹 部 側 面 衝 突 時 に あ 0 7 は 当 該 衝 突 L た 側  $\mathcal{O}$ 腹 部 に 加

わ る 荷 重 を 11 う。

二 十 二 恥 骨 荷 重 とは ダ 3 ]  $\mathcal{O}$ 骨 盤  $\mathcal{O}$ 恥 骨 結 合 部 に 加 わ る 荷 重 を 7 う。

二 十 三 サ 1 ド 力 ] テ ン エ ア バ ツ グ لح は 自 動 車 が 側 面 衝 突 に ょ る 衝 撃 を 受 け た 場 合 に お 1 7

主 に 車 体  $\mathcal{O}$ Α 上。 ラ カ 5 屋 根 に 沿 0 7 C ピ ラ ] 付 近 ま で 展 開 す ることに ょ り 乗 員 頭 部 を 保 護 す

る た  $\Diamond$ に 装 備 さ n た 装 置 を 11 う。

た

を

用

7

算

さ

る

骨

を

+ 加 兀 速 度 N Ι С 1 計 لح は れ 後 面 脛 衝 穾 指 頸 数 部 傷 害 1 う。 保 護 性 能 試 験 12 ょ り、 ダ 3  $\mathcal{O}$ 頸 部 に お 1 7 計 測 され

れ

た

加

速

度

+ 五 車 両 前 部 上 面 لح は 車 両  $\mathcal{O}$ 前 面 ガ ラ ス  $\mathcal{O}$ 下 縁  $\mathcal{O}$ 両 端  $\mathcal{O}$ 点 を 含 む 車 両 中 心 線 12 垂 直 な 平

面 ょ 1) 前 方 に あ る 車 両  $\mathcal{O}$ 上 面 を 1 う。

<u>二</u> 十 六 頭 部 イ ン パ ク タ لح は 試 験 自 動 車 に 衝 突 さ せ る 人 体  $\mathcal{O}$ 頭 部  $\mathcal{O}$ 模 型 を 1 う。

<u>二</u> 十 七 亍 部 脚 部 1 ン パ ク タ と は 試 験 自 動 車 に 衝 突 さ せ る 人 体  $\mathcal{O}$ 大 腿 部 膝 及 び 下 腿 部  $\mathcal{O}$ 模

型をいう。

二十八 脛 骨 # げ 干 メ ン 卜 と は 下 部 脚 部 1 ン パ ク タ  $\mathcal{O}$ 脛 骨 に 発 生 す る 曲 げ 干 メ ン 1 を

1

.

う。

<u>二</u> 十 九 内 側 側 副 靭 帯  $\mathcal{O}$ 伸 てバ 量 と は 下 部 脚 部 イ ン パ ク タ  $\mathcal{O}$ 膝 部  $\mathcal{O}$ 内 側 側 副 靭 帯  $\mathcal{O}$ 伸 75 量 を 1

う。

三十 前 +字 靭 帯  $\mathcal{O}$ 伸 75 量 と は 下 部 脚 部 1 ン パ ク タ  $\mathcal{O}$ 膝 部  $\mathcal{O}$ 前 + 字 靭 帯  $\mathcal{O}$ 伸 び 量 を 1 う。

三十 後 + 字 靭 帯  $\mathcal{O}$ 伸 び 量 لح は 下 部 脚 部 イ ン パ ク タ  $\mathcal{O}$ 膝 部  $\mathcal{O}$ 後 + 字 靭 帯  $\mathcal{O}$ 伸 び 量 を 1 う。

三 十 二 外 側 後 席 لح は 前 向 き  $\mathcal{O}$ 座 席  $\mathcal{O}$ う ち 運 転 者 席 及 び れ と 並 列  $\mathcal{O}$ 座 席 以 外  $\mathcal{O}$ 座 席 で あ

って、 自 動 車  $\mathcal{O}$ 側 面 に 隣 接 す る 座 席 を い う。

三十三 中 央 後 席 لح は 前 向 き  $\mathcal{O}$ 座 席  $\mathcal{O}$ う 5 運 転 者 席 及 び れ لح 並 列  $\mathcal{O}$ 座 席 以 外  $\mathcal{O}$ 前 向 き  $\mathcal{O}$ 

座 席 で あ 0 7 外 側 後 席 以 外  $\mathcal{O}$ 座 席 を 11 う。

兀 座 席 ベ ル 1 非 着 用 時 警 報 装 置 と は 座 席 ベ ル 1 が 装 着 さ れ 7 7) な 1 場 合 に、 そ  $\mathcal{O}$ 旨

を

乗員に警報する装置をいう。

第 + 部  $\mathcal{O}$ 五. 兀 た 品 改  $\Diamond$ に 定  $\mathcal{O}$ 係 版 条 る 試  $\mathcal{O}$ 件 統 験 附 に 用 関 的 則 座 六 す 席 な る 技  $\mathcal{O}$ = 協 لح 術 定 上 は に  $\mathcal{O}$ 規 平 要 車 定 成 件 両 す + 並  $\mathcal{O}$ る 年 採 び 条 座 択 に 席 約 並 車 を 第 CK 両 十二号) 1 に  $\sim$ う。  $\mathcal{O}$ れ 取 5 付 12  $\mathcal{O}$ け 付 要 又 件 は 属 す 車 に る 基 両 規 づ に 則 1 お 第 7 け 兀 行 る 十 わ 使 几 れ 用 号 る が 第 認 可 兀 定 能 改  $\mathcal{O}$ な 定 装 相 版 互 置 補 承 及 足 認 U

(試験自動車等の選定に関する事項)

第

 $\equiv$ 第 付 貨 7  $\lambda$ 引 物 条 兀 新 条 車 自 輪  $\mathcal{O}$ لح 運 第 動 自 玉 送 車 動 土 を 項 交 7 車  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 販 除 用 通 売 評 < に 大 力 さ タ 供 価 臣 す  $\mathcal{L}^{\circ}$ 以  $\mathcal{O}$ れ は ラ る 7 下 対 象 及 自 1 同 自 لح び る じ 動 動 す そ 車 ŧ 車 る り で  $\mathcal{O}$ 自  $\mathcal{O}$ を  $\mathcal{O}$ あ 専 う 5 中 有 動 0 ち 車 か す 7 乗 る 5 車 を 用 選 平 軽 両  $\mathcal{O}$ 定 そ 成 自 総 用 す れ に 動 重 る ぞ + 車 量 供 す ŧ れ 五 が る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 年 大 لح 型 時 五 自 す 点 月 特 八 動 る 末 車  $\mathcal{O}$ 殊  $\vdash$ 直 時 自 ン で た 近 点 動 を あ だ 又 超 車 0 年 は え 7 間 十 小 る 乗 型 月 車 自  $\mathcal{O}$ ŧ 定 動 販 末 特  $\mathcal{O}$ 売 員 車 時 殊 + 製 実 点 自 作 績 に 輪 人 動 者 等 車 自 以 等 を 上 並 動 市 勘 場 75 カ 車  $\mathcal{O}$ 5 12 案 に Ł 評 L お 被 側  $\mathcal{O}$ 7 11 け 車 価

対 ħ 象 7 玉 と 1 土 す 交 る る 涌 ŧ 年 大  $\mathcal{O}$ 少  $\mathcal{O}$ 臣 者 中 は 用 カン 補 年 5 助 少 そ 乗 者 車  $\mathcal{O}$ 用 装 時 補 点 置 助 を  $\mathcal{O}$ 乗 選 直 車 定 近 装 す 置 る 年  $\mathcal{O}$ う Ł 六 5  $\mathcal{O}$ 月 と 間 す 平  $\mathcal{O}$ る。 成二 出 荷 た 台 + だ 数 五. 等 年 を 九 年 勘 月 案 少 末 者 時 L 用 点 7 補 第 に 助 五 市 乗 条 場 車 第 に 装 お 置 1 項 7  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 製 評 販 作 売 価 者 さ  $\mathcal{O}$ 

2

 $\mathcal{O}$ 

申

出

が

あ

0

た

自

動

車

12

0

11

7

ŧ

選

定

す

る

 $\sum$ 

لح

が

で

き

る。

等 から 評 価 0 申 · 出 が あった年少者用補助乗車 装置についても選定することができる。

## (自動車の評価)

第四 り試験を行った上で、同 条 自 動 車 の評 価 は、 表 次  $\mathcal{O}$ の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。 表 の上欄に掲げ る評 価 項目ごとに、 同 表  $\mathcal{O}$ 中欄に 掲げる試 験方法によ

員の傷害の程度を示す五段階の指標			
及びブレーキペダル変位に基づき乗	させる試験		
、脛骨指数、かじ取りハンドル変位	バリヤの前面に垂直に正面衝突		
合成加速度、胸部変位、大腿部荷重	部を五十五キロメートル毎時で		
ん断荷重、頸部のモーメント、胸部	搭載した試験自動車の前面の全	全性能	
HIC、頸部の引張荷重、頸部のせ	運転者席及び助手席にダミーを	二 フルラップ前面衝突安	
の有無	動する試験		
・五メートルの車線からのはみ出し	度百キロメートル毎時から急制		
る試験自動車の停止距離並びに幅三	おいて、試験自動車を制動初速		
乾燥した路面及び湿潤な路面におけ	乾燥した路面及び湿潤な路面に	一制動性能	
			7

イブリッド自動車(動力系の作動電		
有無並びに電気自動車及び電気式ハ	直に正面衝突させる試験	
扉性、救出性、衝突後の燃料漏れの	ートル毎時でバリヤの前面に垂	
傷害の程度を示す五段階の指標、開	ントをいう。)を六十四キロメ	
状態及び大腿部荷重に基づき乗員の	席側の一部(車幅の四十パーセ	る。)
変位、座席ベルトによる骨盤の拘束	した試験自動車の前面の運転者	位置する外側後席に限
ん断荷重、頸部のモーメント、胸部	置する外側後席にダミーを搭載	全性能(助手席の直後に
HIC、頸部の引張荷重、頸部のせ	運転者席及び助手席の直後に位	四 オフセット前面衝突安
	直に正面衝突させる試験	
の衝突後の感電保護性能	ートル毎時でバリヤの前面に垂	
六十ボルト未満の自動車を除く。)	ントをいう。)を六十四キロメ	
動電圧が、交流三十ボルト又は直流	席側の一部(車幅の四十パーセ	
式ハイブリッド自動車(動力系の作	した試験自動車の前面の運転者	る。)
れの有無並びに電気自動車及び電気	置する外側後席にダミーを搭載	全性能(運転者席に限
、開扉性、救出性、衝突後の燃料漏	運転者席及び助手席の直後に位	三 オフセット前面衝突安

自動車を除く。)の衝突後の感電保		
十ボルト又は直流六十ボルト未満の		
動車(動力系の作動電圧が、交流三		
気自動車及び電気式ハイブリッド自		
、衝突後の燃料漏れの有無並びに電		
示す五段階の指標、開扉性、救出性		
う。)に基づき乗員の傷害の程度を	突させる試験	
って乗員頭部を保護したか否かをい	フェイス付台車を垂直に正面衝	
時にサイドカーテンエアバッグによ	十五キロメートル毎時でバリヤ	
の保護性を示す二段階の指標(衝突	ーを搭載した座席側の側面に五	
荷重及びサイドカーテンエアバッグ	搭載した試験自動車の当該ダミ	
HPC、胸部変位、腹部荷重、恥骨	運転者席又は助手席にダミーを	五 側面衝突安全性能
突後の感電保護性能		
ボルト未満の自動車を除く。)の衝		
圧が、交流三十ボルト又は直流六十		

七	六
乗員保護性能	後面衝突頸部保護性能
第二号から第六号までの試験	度を台車に発生させる試験といいの、ダミーを定置した後、いかつ、ダミーを定置した後、当該台車の速度を二十キロメートル毎時とし、加速度及び減速トル毎時とし、加速度の運転者席の度を台車に発生させる試験
減を示す零点以上百点以下の点数 関面衝突安全性能試験、 オフセット前面衝突安全性能試験、 に基づき算出された乗員の被害の軽 に基づき算出された乗員の被害の軽 に基づき算出された乗員の被害の軽 に基づき算出された乗員の被害の軽	形IC、頸部の引張荷重、頸部のせ の指標 の指標

	, ,	
+	九	八
歩行者保護性能	歩行者脚部保護性能	歩行者頭部保護性能
前二号の試験	に に に に に に に に に に に に に に	武験自動車の車両前部上面、前 をあらかじめ定めた方法により をあらかじめ定めた方法により キロメートル毎時で頭部インパ クタを衝突させる試験
に基づき算出された歩行者の保護性脚部保護性能試験における測定結果歩行者頭部保護性能試験及び歩行者	程度を示す四段階の指標十字靭帯の伸び量及び後十字靭帯の伸び量及び後十字靭帯の伸び量及び後十字靭帯のがした区域ごとの脛骨曲げモー	段階の指標の指標の出版を示ける場所の指標の指標の指標の出版を示ける。

十二	十 警 一 報 装 座 置 席	
突安全性能	置 性 性 能 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
、第九号及び第十一号の試験第二号から第六号まで、第八号	運転者席以外の座席に座席ベルトを装着していない乗員が乗車 た試験自動車を走行する試験 た試験自動車を走行する試験 た試験自動車が走行中に座席ベルトを装着されていない乗員が乗車した乗員が乗車し	
『保護住民代検、系庁省項『保護住民代検、系庁省項『保護住民代検、系庁省項『保護日本フレット前面衝突安全性能試験、フルラップ前面衝突安全性能試験、フルラップ前面衝突安全性能試験、	座席ベルト非着用時警報装置作動時 の警報について、運転者及び運転者 がびに当該装置の作動状況に基づき ががに当該装置の作動状況に基づき を席ベルトの着用率の向上の程度を がす五段階の指標	能を示す零点以上百点以下の点数

<ul><li>示す三段階の指標</li><li>一次に対した時の快適性を</li></ul>	時 いの締め付け力を測定する試 所にダミーを定置した後、座 席にダミーを定置した後、座 は、座 が、座 が、の が、の が、の が、の が、の が、の が、の が、の	
示す三段階の指標座席ベルトへのアクセスの容易性を	トの最短距離を測定する試験 常にダミーを定置した後、ダイ 試験自動車の外側後席の座	十三後席座席ベルト使用
標のな衝突安全性能を示す五段階の指試験における測定結果に基づき総合び座席ベルト非着用時警報装置性能		

	性を評価する試験	
装着の容易性を示す二段階の指標	験及び座席ベルトの装着の容易	性(中央後席に限る。)
座席ベルトの種類及び座席ベルトの	座席ベルトの種類を確認する試	十四 後席座席ベルト使用
示す三段階の指標	合及び解離を反復する試験	
ベルトのバックルの結合の容易性を	ニ 座席ベルトのバックルの結	
	ルと区別する試験	
性を示す三段階の指標	視により他のベルトのバック	
座席ベルトのバックルの識別の容易	ハ 座席ベルトのバックルを目	

第 五. に 試 条 年 お 験 け 少 者 方 年 る 法 少 用 普 者 補 及 率 用 助 補 乗 が 試 低 助 車 験 装 乗 11 を 車 置 ŧ 行 装  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 0 置 評 を 価 除  $\mathcal{O}$ 上 評 < で、 す 価 べ は 同 て 表 次  $\mathcal{O}$ 安  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 下 全 表 装 欄  $\mathcal{O}$ 上 置 掲 が 欄 げ 12 装 撂 備 事 げ さ 項 る れ 評 た 確 状 価 認することに 態 項 目ごとに、 で 使 用 す る より行うこととす 同 ŧ 表  $\mathcal{O}$ とす  $\mathcal{O}$ 中 る。 欄 に 撂 げ

る

に

ょ

り

た

に

る

を

2

玉 土

交

通

大

臣

は、

前

項

 $\mathcal{O}$ 

表

 $\mathcal{O}$ 

各

号

 $\mathcal{O}$ 

中 欄

に

撂

げ

る 試

験

を

行うに当た

0 て

は

試

験

自

動

車

を、

市

場

取付部及びダミーの強度保持機能を	能(幼  後ろ向き動的試験   試験用座席	二 前面衝突安全性能
標		
以下同じ。)に基づいた四段階の指		
バックルが解離したか否かをいう。		
(衝突時に年少者用補助乗車装置の	挙動等を観測する試験	
下同じ。)並びにバックルの解離性	合成加速度の計測及びダミーの	
部から放出されたか否かをいう。以	用座席に発生させた時に起こる	
少者用補助乗車装置本体が当該取付	、加速度及び減速度を当該試験	
乳児用ベッドの放出性(衝突時に年	を五十五キロメートル毎時とし	
前方への移動量、胸部合成加速度、	した後、当該試験用座席の速度	
の底面の傾斜角度、ダミーの頭部の	に固定し、かつ、ダミーを定置	
持つ各部の破壊状況、乳児用ベッド	) 年少者用補助乗車装置を横向き	児用ベッドに限る。
取付部及びダミーの強度保持機能を	能(乳 横向き動的試験 試験用座席に	一前面衝突安全性能

			るものに限る。)	前向きに拘束又は定置す	児用シートのうち幼児を	三 前面衝突安全性能(幼						するものに限る。)	後ろ向きに拘束又は定置	児用シートのうち幼児を
用座席に発生させた時に起こる	、加速度及び減速度を当該試験	を五十五キロメートル毎時とし	した後、当該試験用座席の速度	に固定し、かつ、ダミーを定置	年少者用補助乗車装置を前向き	前向き動的試験 試験用座席に	を観測する試験	速度の計測及びダミーの挙動等	に発生させた時に起こる合成加	加速度及び減速度を試験用座席	五十五キロメートル毎時とし、	た後、当該試験用座席の速度を	向きに固定し、ダミーを定置し	に年少者用補助乗車装置を後ろ
幼児への加害性(衝突時に年少者用	ートの放出性、バックルの解離性、	る肋骨と胸椎の接触状況、幼児用シ	、胸部合成加速度、胸部の圧迫によ	の前方への移動量、頭部合成加速度	持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部	取付部及びダミーの強度保持機能を			標	クルの解離性に基づいた四段階の指	、幼児用シートの放出性並びにバッ	の前方への移動量、胸部合成加速度	ク面の最大傾斜角度、ダミーの頭部	持つ各部の破壊状況、シート・バッ

の 指標			
取付性及び装着性についての五段階	付けのしやすさを評価する試験		
書、本体表示、本体機構の安全性、	者の自動車の座席への確実な取		
の年少者用補助乗車装置の取扱説明	いの説明のわかりやすさ等使用		
した複数の専門家による、試験対象	やすさ、装着性、操作性、取扱		
年少者用補助乗車装置の評価に熟知	年少者用補助乗車装置の取扱い	四 使用性	Ш
いう。)に基づいた四段階の指標			
補助乗車装置から脱落したか否かを			
脱落性(衝突時にダミーが年少者用			
否かをいう。)並びにダミーの座席			
幼児に傷害を与えるおそれがあるか			
弱い部分を圧迫するなど当該装置が	挙動等を観測する試験		
補助乗車装置によって腹部等身体の	合成加速度の計測及びダミーの		

第 六 条 国 土 交 通 大 臣 は、 第 兀 条 に 基 づ き 評 価 さ れ た 試 験 自 動 車ごとに、 及 び 第 五. 条 に 基 づ き 評 価 さ

れ た 年 少 者 用 補 助 乗 車 装 置 ごとに、 そ れ ぞ れ  $\mathcal{O}$ 評 価  $\mathcal{O}$ 結 果 を 公 表 するととも に 自 動 車  $\mathcal{O}$ 安 全 装 置

の装備状況等を公表するものとする。

(公表方法)

第 七 条 玉 土 交 通 大 臣 は、 前 条  $\mathcal{O}$ 公 表 項 目 を 冊 子 に 取 ŋ まとめ るとともに、 そ れ を 1 ン タ ] ネ ツ } 等

を用いて公表するものとする。

(実施機関)

第 八 条 独 <u>\frac{\frac{1}{3}}{2}</u> 行 政 法 人 自 動 車 事 故 対 策 機 構 は 第 兀 条 及 び 第五 条に 規定され た 試 験  $\mathcal{O}$ 実 施 12 係 る 事 務

及 び 第 七 条 12 規 定 さ れ た 公 表 12 係 る 事 務 を 行 う Ł  $\mathcal{O}$ と す る。

(そ  $\mathcal{O}$ 他 国 土 交 通 大 臣 が 評 価  $\mathcal{O}$ 実 施 及 び そ  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 公 表  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ に 必 要 کے 認  $\Diamond$ る 事 項)

九 条 国 土 交 通 大 臣 は、 評 価  $\mathcal{O}$ 実 施 及 び そ  $\mathcal{O}$ 結 果  $\mathcal{O}$ 公 表 に 際 L 自 動 車 等 に 関 す る学 識 経 験 を 有 す

る者 及 び 自 動 車 等  $\mathcal{O}$ 使 用 者 等 か 5 意 見 を 聞 < ŧ  $\mathcal{O}$ とす る。

附 則 第

この告示は、公布の日から施行する。